

船舶事故調査報告書

平成22年7月29日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 根本 美 奈

| | |
|---|---|
| 事故種類 | 操縦者負傷 |
| 発生日時 | 平成21年9月15日（火） 16時09分ごろ |
| 発生場所 | 阪神港尼崎西宮芦屋区の西宮港大橋付近 西宮内防波堤灯台から真方位002° 1,390m付近 （概位 北緯34° 43.0′ 東経135° 20.5′） |
| 事故調査の経過 | 平成21年9月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての操縦者からの意見聴取は、本人が、本事故により意識不明の状態となっているため行わなかった。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | 水上オートバイ ^{エステイエックス} S T X 1100、5トン未満（長さ2.64m） 250-37704兵庫、個人所有 2.64m(Lr)×1.08m×0.40m、FRP ガソリン機関、88.26kW、不詳 |
| 乗組員等に関する情報 | 操縦者 男性 34歳 操縦免許なし |
| 死傷者等 | 負傷 1人（操縦者） |
| 損傷 | 船首部に擦過傷、えい航用支柱が屈曲 |
| 事故の経過 | 本船は、操縦者が1人で乗り組み、兵庫県西宮市西宮浜所在の水上オートバイレンタル会社（以下「A社」という。）の棧橋を発進して、仲間がバーベキューをしている甲子園浜に向かった。 本船は、西宮港大橋下を南進して通過したのち、操縦者が甲子園浜への進路を間違っていることに気付いて反転し、他の水上オートバイを操縦するA社担当者の手ぶりにより、甲子園浜の方向を確認した。 本船は、西宮浜東端の岸壁に沿って北進中、西宮港大橋下を通過して間もなく、平成21年9月15日16時09分ごろ、同岸壁に係留中の貨物船の右舷船尾方向に出されていた直径約45mmの合成繊維製の錨索に接触し、操縦者が海中に転落した。 操縦者は、事故の発生に気付いて現場に駆け付けたA社担当者に救助され、病院に搬送され、脳挫傷と診断された。 |
| 気象・海象 | 気象：天気 曇り、風向 東南東、風力 2、視界 良好 海象：波高 不明 |
| その他の事項 | 操縦者は、同じ会社に勤務する仲間9人と、会社の休日に甲子園浜に遊びに来ていた。 本船は、仲間の1人（操縦免許受有者）がA社から借り受けたもので、A社が同人の免許証を確認したうえで契約した。 |

| | | |
|----|--|---|
| | <p>本船は、遊走中に吸引口にロープなどを吸い込んだため、A社で除去作業を行ったのち、ライフジャケットを着用した操縦者が1人で乗り組んで、A社の棧橋を出発し、甲子園浜に向かった。この時、操縦者は、甲子園浜への進路を間違えて航走した。</p> <p>本船が接触した錨索は、係留中の貨物船の右舷船尾にあるフェアリーダーから右舷船尾方向に出ており、フェアリーダーから約10～15mまでの錨索が海面上に出ていたが、目印などは付けられていなかった。</p> <p>操縦者は、自動車運転免許証で眼鏡の使用が条件となっていたが、眼鏡を使用しなくても生活に支障がなかったため、日ごろから眼鏡を使用していなかった。</p> <p>操縦者は、錨索に接触した際、頭部を強打して意識不明となった。</p> <p>本船の船尾端には、直径35mm、高さ76cmのアルミニウム製のえい航用支柱が立っており、同支柱が後方に約15°の角度で屈曲していた。</p> | |
| 分析 | <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p> | <p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、西宮浜東端の岸壁に沿って北進中、操縦者が岸壁に係留中の貨物船から出されていた錨索に気付かず航行し、同錨索に接触したことにより発生したものと考えられる。</p> <p>操縦者は、事故当時、眼鏡を使用しておらず、そのことが錨索に気付かなかったことに関与した可能性があると考えられるが、操縦者の錨索の視認状況については明らかにできなかった。</p> <p>操縦者は、錨索に接触した際、本船船尾端にあるえい航用支柱で頭部を強打したものと考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、本船が西宮浜東端の岸壁に沿って北進中、操縦者が同岸壁に係留中の貨物船から錨索が出ていることに気付かなかったため、同錨索に接触したことにより発生したものと考えられる。</p> | |